小学校学習指導要領(抜粋)

第1章 総則

- 第1 教育課程編成の一般方針
 - 1 道徳教育を進めるに当たっては,教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに,家庭や地域社会との連携を図りながら,<u>ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して</u>児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。
- 第3 総合的な学習の時間の取扱い
 - 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (1)<u>自然体験やボランティア活動などの社会体験,観察・実験,見学や調査,</u>発表や討論,<u>ものづくりや生産活動など体験的な学習,問題解決的な学習を積極</u>的に取り入れること
- 第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - 1 以上のほか,次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 各教科等の指導に当たっては, 体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに, 児童の興味・関心を生かし, 自主的, 自発的な学習が促されるよう工夫すること。
 - (11)開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第3章 道徳

- 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い
 - 3 道徳の時間における指導に当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (2) <u>ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かす</u>など多様な指導の工夫,魅力的な教材の開発や活用などを通して,児童の発達段階や特性を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第4章 特別活動

- 第2 内容
 - D 学校行事

学校行事においては,全校又は学年を単位として,学校生活に秩序と変化を与え, 集団への所属感を深め,学校生活の充実と発展に資する<u>体験的な活動</u>を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け,厳粛で清新な気分を味わい,新しい 生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2)学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行うこと。

(3)健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め,安全な行動や 規律ある集団行動の体得,運動に親しむ態度の育成,責任感や連帯感の涵養,体 力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4)遠足・集団宿泊的行事

<u>平素と異なる生活環境にあって,見聞を広め,自然や文化などに親しむ</u>とともに,集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

<u>勤労の尊さや生産の喜びを体得</u>するとともに,<u>ボランティア活動など社会奉仕</u> <u>の精神を涵養する体験が得られるような活動を行う</u>こと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては,次の事項に配慮するものとする。
 - (4)学校行事については,学校や地域及び児童の実態に応じて,各種類ごとに, 行事及びその内容を重点化するとともに,行事間の関連や統合を図るなど精選 して実施すること。また,実施に当たっては,<u>幼児,高齢者,障害のある人々</u> などとの触れ合い,自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。

中学校学習指導要領(抜粋)

第1章 総則

- 第1 教育課程編成の一般方針
 - 2 道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、<u>ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して</u>生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。
- 第4 総合的な学習の時間の取扱い
 - 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (1)<u>自然体験やボランティア活動などの社会体験,観察・実験,見学や調査,</u>発表や討論,<u>ものづくりや生産活動など体験的な学習,問題解決的な学習を積極</u>的に取り入れること
- 第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - 2 以上のほか,次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 各教科等の指導に当たっては,<u>体験的な学習や問題解決的な学習を重視</u>するとともに,生徒の興味・関心を生かし,自主的,自発的な学習が促されるよう工夫すること。
 - (12)開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、<u>中学校間や小学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図る</u>とともに、<u>障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。</u>

第3章 道徳

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
 - 3 道徳の時間における指導に当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (2)<u>ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かす</u>など多様な指導の工夫,魅力的な教材の開発や活用などを通して,生徒の発達段階や特性を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第4章 特別活動

第2 内容

C 学校行事

学校行事においては,全校又は学年を単位として,学校生活に秩序と変化を与え, 集団への所属感を深め,学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1)儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい

生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし,その向上の意欲を一層高めるような 活動を行うこと。

(3)健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め,安全な行動や 規律ある集団行動の体得,運動に親しむ態度の育成,責任感や連帯感の涵養,体 力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4)旅行・集団宿泊的行事

<u>平素と異なる生活環境にあって,見聞を広め,自然や文化などに親しむ</u>とともに,集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5)勤労生産・奉仕的行事

<u>勤労の尊さや生産の喜びを体得</u>し、職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、<u>ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得</u>られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては,次の事項に配慮するものとする。
 - (3)学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、 行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選 して実施すること。また、実施に当たっては、<u>幼児、高齢者、障害のある人々</u> などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。

高等学校学習指導要領(抜粋)

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる 体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体 得させ、望ましい勤労観、職業間の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとす る。

第4款 総合的な学習の時間

- 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (1)<u>自然体験やボランティア活動,就業体験などの社会体験</u>,観察・実験・実習, 調査・研究,発表や討論,ものづくりや<u>生産活動など体験的な学習</u>,問題解決 的な学習を積極的に取り入れること。

第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
 - (3)学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、<u>就業体</u> 験の機会の確保について配慮するものとする。
 - (11)開かれた学校づくりを進めるため,地域や学校の実態等に応じ,家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また,<u>高等学校間や中学校,盲学校,聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流</u>を図るとともに 障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第4章 特別活動

第2 内容

- C 学校行事
 - (5)勤労生産・奉仕的行事

<u>勤労の尊さや創造することの喜びを体得し</u>,職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに,ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては,次の事項に配慮するものとする。
 - (1)学校の創意工夫を生かすとともに,学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し,教師の適切な指導の下に,生徒による自主的,実践的な活動が助長されるようにすること。その際,ボランティア活動や,就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに,家庭や地域の人々との連携,社会教育施設等の活用などを工夫すること。

- 2 内容の取扱いについては,次の事項に配慮するものとする。
 - (3)学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、 行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選 して実施すること。また、実施に当たっては、<u>幼児、高齢者、障害のある人々</u> などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。